

総行住第 163 号
平成 30 年 10 月 2 日

各都道府県
住民基本台帳事務担当部長 殿

総務省自治行政局住民制度課長
(公印省略)

就籍の届出に至らない者に係る住民票の記載に関する質疑応答集について

就籍の届出に至らない者に係る住民票の記載については、平成 30 年 10 月 2 日付け総行住第 162 号にて通知したところですが、別添のとおり「就籍の届出に至らない者に係る住民票の記載に関する質疑応答集」をとりまとめましたので、通知します。

貴職におかれては、その内容を承知の上、貴都道府県内の市区町村に周知くださるようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的助言であることを申し添えます。

(別添)

就籍の届出に至らない者に係る住民票の記載に関する質疑応答集

問1 戸籍法(昭和22年法律第224号)第110条の規定による就籍許可審判又は第111条の規定による確定判決を受けるための裁判手続(以下「就籍許可等手続」という。)を行っていることにより、就籍の届出に至らない者に係る住民票の記載について、新たに通知することとした趣旨は何か。

(答) 無戸籍者に対する対応は、民法(明治29年法律第89号)第772条の嫡出推定の規定の関係上、出生届の提出に至らず、結果として、住民票が作成されない子について、「出生届の提出に至らない子に係る住民票の記載について」(平成20年7月7日付け総行市第143号及び平成24年7月25日付け総行住第74号通知)により、既に通知しているところ。

一方で、就籍届の提出に至らず、結果として、住民票が作成されない者については、社会生活上の負担に加え、マイナンバー制度の導入に伴い、住民票がないことにより勤務先でマイナンバーを提供することができず、就労が困難となるケースがあることなども踏まえ、嫡出推定のケースと同様に、対応すべきとの要望がなされてきたところ。

このような状況に鑑み、一定の要件を満たし、将来的に戸籍が作成される蓋然性が高いものについては、住民票の作成を認めることとしたもの

問2 就籍許可等手続を行っていれば、住民票の記載をしてよいのか。

(答) 就籍許可等手続を行っていることは飽くまで前提条件にすぎず、実際には、申出書及び添付書類を基に、本人と詳細な面談を通じて、住民票に記載すべきか否かについて判断していただくこととなるもの

問3 例えば外国人住民として既に住民票が作成されている者が就籍許可等手続を行っている場合にも対象となるのか。

(答) 既に住民票に記載されている者については、対象とならない。

問4 就籍の届出に至らない者に係る住民票の記載を申し出ることができる者は誰か。

(答) 就籍届の届出義務者と同様であり、就籍する本人となるが、本人が未成年の場合は未成年後見人又は親権代行者、本人が成年被後見人の場合は成年後見人となる。

親権代行者とは、児童福祉法第33条の2、第33条の8及び第47条第2項に規定する児童相談所長又は児童福祉法第47条第1項に規定する児童福祉施設の長をいう。

なお、本人が未成年、成年被後見人の場合でも、意思能力のある本人からの申出は可能である。

問5 申出にあたり、就籍の届出に至らない者に係る住民票の記載について（平成30年10月2日付け総行住第162号通知）中「2-(2)-①」の書類については、どのように案内すべきか。

（答）原則として出生証明書の添付を求めることとなるが、やむを得ない理由によりこれを提示することができない場合であって、同通知中「2-(2)-① - ア～ウ」のいずれかの書類の提出が可能であれば代替することが可能である旨、申出人に案内することとなる。

なお、教育委員会又は学校における上記ウの書類の開示については、各地方公共団体の条例等に基づき判断されることから、申出人に対し、教育委員会又は学校における当該書類の開示の可否について確認いただくよう案内すること。

また、自団体の教育委員会又は学校における当該書類の開示の可否及び保存期間については、住民基本台帳担当部局においても認識しておくよう努めること。

問6 就籍の届出に至らない者に係る住民票の記載について（平成30年10月2日付け総行住第162号通知）中「2-(2)-④」について、「本人が現に当該氏名により生活していること」は、どのように確認すべきか。

（答）本人あての郵便物等により確認するほか、本人と同居する者が存在する場合には、同居人に確認することなどが考えられる。

なお、同通知中「2-(2)-①」において、イの書類（DNA鑑定書）を提出した場合など、父又は母が存在すると考えられる場合には、父又は母に確認をとることも考えられる。

問7 住民基本台帳ネットワークシステムで確認する意味は何か。

（答）申出を行った本人に係る本人確認情報について、現存する者と重複がないことを確認するためである。

問8 日本人住民としての住民票を作成する者の名については、同一戸籍内における同一名の禁止や名に用いる文字の制限など、戸籍の届出に係る審査に準じて取り扱うこととなるのか。

（答）お見込みのとおり。

問9 住民票を作成する者の「戸籍の表示」については、住民票にどのように記載すべきか。

（答）筆頭者欄、本籍欄ともに「なし」と記載する。

問 10 「住民となった年月日」については、住民票にどのように記載すべきか。

(答) 就籍の届出に至らない者に対しては、住民票の作成の申出があった際に、初めて認定することとなることから、原則として申出があった年月日を記載する。

問 11 住民票の記載事項である「従前の住所」について記載してほしい旨、特に申出があった場合には、記載すべきか。

(答) 記載する必要はない。

問 12 住民票を作成した後は、どのように対応すべきか。

(答) 就籍許可等手続の進捗状況について定期的に面談等を行い、又は必要に応じて居住実態の調査を行うなど把握に努めることが適当である。

なお、居住実態の調査を行った結果、居住の事実が確認できないとき、就籍許可審判等の結果、就籍が認められないことが判明し、以降、戸籍を作成するための裁判手続きを放棄することについて本人の意思を確認したとき、申出者と長期間にわたり連絡が取れない又は面談等に応じず就籍許可等手続の進捗状況が確認できないとき等には、職権により、申出人に係る住民票を削除することが適当である。

問 13 住民票を作成した者が他の市区町村に転出した場合に、転入地市区町村と転出地市区町村では、どのような事務処理が必要か。

(答) 必要に応じて、住民票の備考欄の記載について、関係市区町村間で適宜連絡をとり、必要な記載を職権で行うことが適当である。

問 14 個別具体の申出があった場合において、平成 30 年 10 月 2 日付け総行住第 162 号通知及びこの質疑応答集でも対応が困難なケースがあるときには、どのように対応すべきか。

(答) 都道府県を經由して当課に相談されたい。